

# 具体的な事業や取組は？

本市の教育の「基本理念」と「目指す人間像」の実現に向けて、社会教育の推進に関しては2つの基本目標を定め、担当課(生涯学習課、文化・スポーツ振興課、文化財保存活用課)及び社会教育施設等(中央公民館、図書館、北開田児童館)が計画的に教育施策を実行していきます。

## 1 生涯を通じた、多様な学びによる豊かな人づくり、地域づくり

### (1) 生涯を通じた多様な学びの充実と人権教育の推進

#### ① 生涯を通じた学びの機会の充実

いつでも、どこでも、誰でも、何度でも学ぶことのできる機会の充実と、学んだことを生かして新たなチャレンジができる社会の実現を目指します。学習情報の提供や相談体制(生涯学習相談員)の充実など、様々な学習支援を行います。

#### 主な事業・取組

公民館市民講座等開設事業

- ・市民企画講座、少年少女発明クラブ、子育て講座、熟年生き生き講座等

中央生涯学習センター事業

- ・夏休み・冬休み親子企画、バンビオライブ缶、文学講座、3Dプリンター教室・講座等

#### ② 地域に広がる学びへの支援

市民の主体的な学びを支援するとともに、その成果を地域の課題解決に生かすことができる環境づくりとその充実を進め、「学び」と「活動」が循環する地域づくりを推進します。

#### 主な事業・取組

社会教育推進事業

- ・社会教育関係団体(PTA連絡協議会、女性の会、人権啓発推進協議会、少年補導委員会、スポーツ協会、文化協会等)への支援

公民館市民講座等開設事業

- ・市民企画講座

各種団体サークル等活動支援事業

- ・サークルの施設利用促進、公サ連まつり等



#### ③ 人を育む読書活動の推進

自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるように、子どもの読書活動を推進します。また、誰もが生涯にわたって読書に親しむことができる環境を目指し、取組を進めます。

#### 主な事業・取組

図書館サービスの推進・充実

- ・乳幼児から大人まで、全ての年代に向けた読書啓発のためのイベント、講演会、図書展示等の実施、本の配送(アウトリーチ)サービス等  
読書活動の充実(小・中学校)
- ・図書館司書の配置、読書啓発活動の推進等

#### ④ 人権教育・多様性への理解の推進

基本的人権が守られ、多様性への理解のもと、一人一人が個性と能力を発揮できる社会を目指し、様々な人権問題について学ぶ機会の創出や課題を解決するための学習活動を推進します。

##### 主な事業・取組

人権教育・啓発推進事業

- ・人権問題研究市民集会、人権啓発作品募集、人権学習会や研修会の実施

人権教育の充実(小・中学校)

- ・人権啓発標語やポスターの取組等

## (2) 文化・スポーツの振興と文化財の保存活用

### ① 文化・芸術の振興

文化や芸術を学ぶことを通じて、豊かな地域づくりが推進できる環境の整備とその活動の支援を推進します。また、文化施設を活用し、優れた文化・芸術に親しむ機会の充実を図ります。

##### 主な事業・取組

文化・芸術のまちづくり事業

- ・長岡京芸術劇場、駅前広場コンサート等

文化活動推進・支援事業

- ・名月の宴、市民文化まつり、長岡京展、市民文化教室、文化講座等



### ② スポーツの振興

いつでも、どこでも、誰でもスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の実現を目指します。市民、各種団体との連携を図りながら、スポーツ大会等の開催や総合型スポーツクラブの支援により市民のスポーツに接する場や機会の充実、体力の維持向上におけた取組を支援します。

##### 主な事業・取組

総合型地域スポーツクラブ推進事業

- ・全小学校区での総合型地域スポーツクラブの設立

スポーツ交流推進事業

- ・若葉カップ全国小学生バドミントン大会、市民大運動会等

スポーツ施設環境の整備

- ・各施設の維持管理、市民のライフステージに応じた市民スポーツ活動の充実



学校体育・スポーツ活動の推進(小・中学校)

- ・ 体育の授業づくりの推進や地域人材の活用等
- ・ 部活動地域展開に向けた試行

### ③ 文化財の保存と活用

地域の歴史文化の調査研究や展示、講演会等を通じて、文化財の価値や魅力をわかりやすく発信していきます。また、総合的・計画的な文化財の保存・活用を進めます。

#### 主な事業・取組

総合的な文化財保存活用の推進

- ・ 文化財保存活用地域計画に基づく取組の推進（歴史文化めぐる。7つのものがたり事業など）
- ・ 歴史講演会の開催
- ・ 新庁舎での歴史資料の展示公開に向けた整備
- ・ 「乙訓古墳群」の保存・整備、未調査の歴史資料の収集・調査・保存

## 2 子どもを中心につながる地域の学びの場の推進

### (1) 家庭・地域・学校の連携・協働による教育の充実

#### ① 地域ぐるみでの育成活動の推進

学校を支援する地域組織等を通じて、子どもたちが地域とふれあい、協力を得ながら成長していくことができるよう、学校・家庭・地域の連携・協働による取組を進めます。

また、地域学校協働本部と学校運営協議会により、一体的に子どもたちの学びを支援していきます。

#### 主な事業・取組

地域見守り活動の推進

- ・ 校区ごとのパトロールや安全・安心長岡京市子ども絵画展の実施、たそがれコンサート、「中学生とトーク」等

地域で支える中学校教育支援事業

- ・ 地域コーディネーターの配置、ボランティアの活用(授業支援、放課後の学習支援、部活動支援、図書ボランティア等)

#### ② 家庭教育への支援の充実

家庭の教育力を高めるため、発達段階に応じた子どものしつけや教育を行うことができるよう、家庭が果たすべき役割や子育てについて学ぶ講座の充実や、親(保護者)が学べる場を充実します。また、親(保護者)が抱える不安や悩みに対応し、相談の場づくりや情報提供を充実させるとともに、地域の中に子育てを通じた交流の場をつくり、子育て家庭が孤立しないよう地域での子育て支援に取り組みます。



## 主な事業・取組

家庭教育に関する学びの機会の充実

- ・親(保護者)が学ぶ機会の充実や情報提供の推進

教育に関する保護者相談体制の充実

- ・教育支援センターにおける教育相談の充実、相談体制の充実、相談窓口の周知

児童館子どもの居場所づくり事業

- ・子育てサロンの実施

家庭における学習習慣の確立

- ・家庭との連携による取組

公民館家庭教育講座の開設

- ・子育てボランティア等による子どもの遊び場、保護者の交流・学びの場の提供

(ぴよぴよクラブ、子育てふれあいルーム)



## (2) 子どもを健全に育む場の充実

### ① 放課後児童対策の充実

放課後における子どもたちの安全・安心な居場所であるとともに、就労等により昼間、保護者が家庭にいない児童が生活や遊びを通して自主性、社会性、創造性を培うことができる場として、充実を図ります。

## 主な事業・取組

放課後児童クラブ育成事業

- ・家庭に代わる生活の場の確保及び児童の健全な育成の推進
- ・保育施設の拡充等のサービス内容の充実
- ・保護者の仕事と子育ての両立の支援

### ② 体験・交流の場の充実

家庭ではできない貴重な体験やふれあいの場をつくることを通じて地域の協力者との連携を促進するとともに、児童館における集団での遊びのなかで子どもたちの協調性等を育むなど、地域における様々な体験・交流の視点をもった事業の充実を図ります。

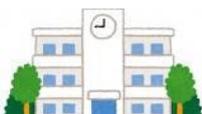
## 主な事業・取組

すくすく教室推進事業

- ・学校や地域、家庭が一体となった子どもの安全・安心な居場所の確保
- ・放課後や週末などの活動拠点を創出し、学習やスポーツ、文化活動などの取組の推進
- ・放課後児童育成事業との連携

児童館子どもの居場所づくり事業(子どもの遊び場等)

- ・児童館事業の充実
- ・児童館施設利用者のニーズに沿った運営



## まち全体に広がる学びを

本市は、これまで大切にしてきた「教育の循環」とともに、さらに、まちが人をはぐくみ、人がまちをつくる循環とすることを目指すため、循環する学び（ふれあい、互いに影響し合う学び）の提供、まち全体に広がる学びを生み出す、学びが広がる（活動とまちがつながる）仕組みづくり、学校、家庭、地域の連携・協働のさらなる推進に取り組みます。

### ～ まちが人を育み、人がまちをつくる循環 ～



大人も子どもも、人や社会とのかかわりの中で、学び、成長していきます。

大人から大人へ、子どもから子どもへ、大人から子どもへ、子どもから大人へと、ふれあいや学び合いを通じた様々な学びが生まれ、学校、家庭、地域の結び付きにより、それぞれの場所での学びが相互に関連し、循環していくことで、学びがより深いものへとなっていきます。

そして、学びの成果がまち全体へと広がっていくことは、まちの活力をつくりだし、学びの環境づくりの充実へとつながるとともに、その学びが学校・家庭・地域に還元されることで、人が育まれていきます。

～「長岡京市教育振興基本計画」P.24、P.25より引用～

## 社会教育委員さんって？

社会教育委員は、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たしています。

社会教育委員の設置は任意（社会教育法第15条）ですが、本市では、市民の皆さんの意見を幅広くお聴きし、生涯学習環境の整備、青少年教育、家庭教育、文化・スポーツ振興等の施策の推進に反映させるため、社会教育委員を設置しています。

社会教育委員の職務として、

社会教育に関する諸計画を立案する

教育委員会の諮問に応じて、意見を述べる

職務のために必要な研究調査を行う

社会教育関係団体への補助金交付に対して、意見を述べる 等

をお願いしています。

